

米子ガスをご利用のお客さま

米子市旗ヶ崎 2200 番地
米子ガス株式会社

(重要) ガス小売事業から LP ガス事業への移行のお知らせ

平素は米子ガスをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 10 月 1 日から、ひかりヶ丘団地内のガス需要家減少に伴い、ガス小売事業から LP ガス事業へ移行いたします。LP ガス事業への移行に伴い、下記のとおりお客様対応の内容を一部変更させていただきます。今後もより一層のサービスの向上・保安の確保に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

移行の概要について

■ひかりヶ丘団地は 70 戸以上の区画に該当する為、ガス事業法（ガス小売事業）に基づいて運用しております。しかしながら近年、オール電化等の他エネルギーを使用される方が増え、現在ガスの供給は 40 戸程度となっております。その為、平成 30 年 9 月 30 日を以って一般ガス小売事業を廃止し、平成 30 年 10 月 1 日より LP ガス事業へ移行いたします。

（ガス小売事業と LP ガス事業との違いについては下記をご参照ください）

お客様対応の内容変更について

■ガス料金については 2020 年 3 月末まで現行の料金体系を据置とします。その後については社会情勢等を勘案しながら決定いたします。（ただし、解約時の基本料金日割り清算はなくなります）

■毎月検針日に配布していました「ガスご使用量等のお知らせ（検針票）」を廃止しご使用量のわかる請求書を郵送いたします。

■検針日が毎月 20 日頃から毎月 1 日頃へ変更となります。

■ガス料金の銀行口座引落日が毎月 7 日から毎月 26 日に変更となります。その為、11 月に限って 11 月 7 日と 11 月 26 日に口座引落となります。

※ガスのご使用方法、供給方法、供給条件については今までと変更ございません

必要な手続きについて

■一般ガス事業としての解約、LP ガス事業としての契約手続きが必要となります。

別途、担当者よりご案内申し上げます。

ガス小売事業と LP ガス事業の違いについて

・ LP ガスを導管供給する場合、供給地点が 70 戸以上の場合は「ガス小売事業」となり「ガス事業法」が適用されます。供給地点が 69 戸以下の場合は「LP ガス事業」となり「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」が適用されます

お問合せ先



0120-475-002

平日
9:00~17:00
窓口：お客様センター